

市民とメディアの新しい形もとめて

小栗 実（鹿児島大学法文学部教授、「メディアと市民」鹿児島フォーラム代表）

今年度、鹿児島大学で「現代メディアと人権」という授業を行った。学生たちに「最近のメディアのあり方」についてレポートを書かせたところ、「視聴率競争」「スクープ合戦」「かたよった報道姿勢」（W杯とプロ野球の報道の影響か、スポーツ報道について言及するもの多し）、「プライバシーの侵害」と言った批判の言葉がならび、「私はこのようなメディアを信用できない」（医学部2年生）という「最後通牒」まで。メディアの評判は予想以上によくない。

今回の「表現・メディア規制三法案」は、市民のこうしたメディアへの不信によりかかってまさに登場してきた。そして、市民のメディアに対する不信・不満を解決する役目をもつ「監督官」として行政機関が大いに権力を発揮しようとする構図になっている。

今回の三法案に対して、メディアの側が自分たちの「業界」が侵害されるという意識だけで立ち向かうとしたら、この攻勢に抵抗することはできないだろう。市民とメディアの間にいかに信頼関係をつくることができ、公権力による表現規制（今回の法案は、普通の市民の表現を規制する内容でもあることに注意すべき）にともに手をとって立ち向かう「連帯」を形づくることができるかどうか、法案に抗するさいの最大の課題だろう。

鹿児島では、法案についての勉強会に私が呼ばれたことをきっかけに、報道関係者と市民とが加わる「市民とメディア」鹿児島フォーラムというネットワークをつくった。固い組織ではなく、ゆるやかな人的つながりである。まず法案反対の署名に対して積極的に市民にも賛同を呼びかけ、地元局のニュースキャスターも参加して繁華街でのチラシまきも行った。5月17日には「緊急シンポジウム 市民とメディアの新しい形を求めて」を南日本新聞ホールで行い、この模様は、後に編集を加えて、南日本放送の番組「ど〜んと鹿児島」（木曜午後7時）で1回分（55分）を使って放送された。

シンポジストとして参加していただいたハンセン病国賠訴訟原告団の豎山勲さんは、「私たちは、国にもメディアにも恨みのある人間」と前置きしつつも「一連の裁判報道に関しては人権侵害はまったくなく、行き過ぎの報道もなかった。逆に、私どもの立場を十二分に理解してもらい、控訴断念に向けて一丸となって人権回復の戦いをしていただいた」と発言した。外国人を支援するNPO法人の主宰者・塚田ともみさんからは「在日外国人の報道は犯罪か交流。住んでいる人という視点がない」という鋭い指摘を受けた。不信の目で見られるメディアから、市民の人権、生活、平和のために信頼されるメディアへ。放送はそのメッセージを視聴者にいかに送ることができるかが問われている。